

五十年前の國道改修

田邊良忠

私は福井縣人であり乍ら今は京都府に籍を置く、それも祖父母が京都の地に晩年を送り、その高雅な舊都の風物を愛して自ら塙域を南禪寺の境内に求めてこゝに納まつてから

は私共は自然京都府に籍を移した譯だが顧れば私は高知縣高知市で生れて四歳の時までこゝで育つた。

その頃私の祖父は高知縣令として明治十六年から二十四年迄ここに勤務し、途中官制の改革によつて初代の高知縣知事を勤め、私の父もやはり官を警察に奉じてこゝに勤務した結果私は此の土地で生れた。

土佐は南國の雄藩として慶長五年關ヶ原の合戦以來山内

氏の代々藩主たりし處、思想的にも程朱の流を汲むだ土佐南學を興して後年野中兼山、山崎闇齋（京都の人）等の傑

士輩出して尊王愛國を説き明治維新の頃坂本龍馬、中岡慎太郎、板垣退助、後藤象次郎、土方久元等々の人物を産んだ事は吾人の記憶に新なる處である。

此の土地に官命を奉じて六ヶ年間縣治の衝に當つた祖父田邊良顯の性行、逸話等については子供心に隨分面白い話も聞かされてあるが私も官に職を奉じて土木の事に従ふ緣故もあるので今回四國四縣の土木工事視察を命ぜられ不圖も祖父在任の地を踏み當時の縣會議事録が手に入つたので五十年前の國道改修が如何に目論まれたかについて少し許り書いて見る事にする。

祖父良顯は赴任の初め高知の地勢概ね急峻にして縣下の八割迄が山嶺地帶なる爲め交通運輸の便を缺き、南國の氣

候風土適順にして天産の物資豊富なるものあるに拘らず産業開發の見込乏しきを憂へ、或は俾を馳つて親敷徳島、愛媛の知事を訪ひ且つ説得之れ勉めて遂に彼の四國新道開鑿の計を定め

自明治十六年度

至明治廿七年度 土木費中新道開鑿浦戸港浚渫費

として合計金四十四萬九千百六十圓の繼續事業を十八年の十一月に臨時縣會を召集して之に附議した。

内 金四十萬六千七百十圓

道路開鑿費



金四萬二千四百五十圓

浦戸港浚渫費

道路開鑿延長(高知縣内) 三十七里二十六丁餘

幅 員

四 間

自明治十六年度

明治の初年、今から五十年前に主要なる道路幅員を四間

計畫(約七米三)にやり遂げやうといふのだ。

至明治廿七年度

土木費中新道開鑿浦戸港浚渫費支出豫算說明

茲に當時の記録に基きその事業計畫支出豫算の説明書と

縣會審議の經過を覗ふ事とする。

を用ゐたが明治廿二年東京に轉するに及び後任者等によりて原案に多少の修正を

加へて今日の國道二十三號線、高知高
松線、佐川須崎港線等が爲し遂げられ
た。
果して縣會は甲論乙駁、贊否の意見交錯して歸着する處
を知らず或は反対派は秘に刺客を官舎に贈つて縣令を刺さ
んとした等の話もあるが縣會議長の屬する一派は幸にも縣
令を支持して案は白熱的論戰の結果辛うじて多數を制して
十一月二十六日を以て原案の財源に關して若干の修正を試
みて可決するに至つた。

土木費中新道開鑿浦戸港浚渫費支出豫算説明

本縣下土木ノ事業タル道路ノ修築港灣ノ改修ヲ要スルモノ枚舉スルニ違アラス其最モ急要ナルモノ東西ニ一大路線ヲ開クト浦戸港ヲ浚渫スル是ナリ而ルニ浦戸港ノ浚渫ハ隣縣ニ關係ナシト雖モ新道開鑿ニ至テハ愛媛、徳島兩縣下ニ聯路ヲ要スルヲ以テ之ヲ兩縣令ニ商議シ其線路ヲ確定シ俱ニ與ニ該土功ヲ起シ以テ一般ノ公益ヲ圖ラントス是レ則チ本案ヲ發スルノ要旨ナリ。

今茲ニ其工事ノ計畫ヲ略言スレハ新道線ヘ土佐郡高知ニ起リ一面ハ吾川郡伊野村日下村等ヲ經テ高岡郡佐川村ニ至リ（指定府縣道高知松山線ノ一部）左折シテ須崎港ニ達スルト（指定府縣道高知中村線ノ一部及府縣道佐川須崎港線）右折シテ越知村野老山村ヲ經テ吾川郡大崎村ニ涉リ仁淀川ノ右岸ニ沿ヒ橋村ヨリ土豫ノ國境ヲ越ヘ愛媛縣上浮穴郡久萬町通り温泉郡松山ニ至リ（指定府縣道高知松山線）三津ヶ濱ニ達スルモノ一面ハ土佐郡比島一宮及長岡郡領石成合戸手野杉等ノ諸村ヲ經テ尾生村ニ涉リ芳ノ川ノ左岸ニ沿ヒ

大久保村ヨリ土阿ノ國境ヲ越ヘ（國道二十三號線）徳島縣

三好郡下名村通り池田村ニ出テ西山村ヨリ阿讃ノ國ヲ越ヘノ枚舉スルニ違アラス其最モ急要ナルモノ東西ニ一大路線

ヲ開クト浦戸港ヲ浚渫スルモノト

ス其路線ノ勾配ハ一間ニ付三寸以下道幅四間ノ目的ナリ

浦戸港ハ港口ノ右岸ニ丁字形ノ粗朶堤三個左岸ニI字形ノ粗朶堤二個ヲ築キ而シテ港内ニ沈澱セル砂礫ヲ浚渫シ他日填塞ノ患ヲ防キ以テ船舶ヲシテ出入ニ便ナラシメントス其工費ハ本縣ニ屬スルモノ道路ノ延長三十七里二十六丁二十間ニシテ此工費金四十萬六千七百十圓、浦戸港浚渫費金四萬二千四百五十圓ヲ合セ總額金四十四萬九千百六十圓ト

斯今之ヲ盡ク人民ニ負擔セシメンカ或ハ其堪ヘサランコトヲ恐ル、故ニ其三分ノ一金十四萬九千七百二十圓ハ政府ノ補助ヲ仰キ其三分ノ二金一十九萬九千四百四十圓ハ之ヲ地方稅ニ要スルノ目的ナルモ該土功規模ノ大ナルト費額ノ多キトヲ以テ七ヶ年間繼續ノ事業トナシ本年度ヨリ向七ヶ年一度ニ割合即チ本案ノ支出ヲ要セントス然レトモ尙地方稅ノ賦課額ヲシテ輕減ナラシメンガ爲有志ノ義捐金ヲ募集セシ

ニ既ニ現今其募集ニ應シタル金十二萬二千三百五十四圓九

十錢七厘ノ多キニ至レリ、而ルニ義捐金收納ノ順序ハ五ヶ
年ニ割合毎年十二月中之ヲ實收スル約束ナルヲ以テ本年度

ニ於テハ未タ實際收入シ得サルカ故ニ本年度地方稅ノ支出

ハ金四萬七千六百十圓六十二錢一厘ヲ要スヘシト雖モ十九

年度以降其支出額ノ半額ハ右義捐金ヲ以テ之レニ充テ其半

額即チ金二萬九百餘圓ヲ實際徵收スルノ目的ナリトス。

本案豫算金ハ繼續事業ニ要スヘキ工費ナルヲ以テ毎年度
精算ノ上過剩金アルトキハ別途ノ繰越金トナシ翌々年度ノ
支出金ニ合算支辨スルモノトス、然リ而シテ本案工費ノ細
目ヲ示ス左ノ如シ。

金三十八萬八千八百七十九圓五十七錢二厘 新道開鑿費

是ハ新道延長三十七里八步一厘五毛平均一里ニ付

金一萬二百八十三圓七十三錢八厘五毛強

此 譯

金二十七萬三千八百四十二圓六十八錢二厘 開鑿費

内

金十五萬四千七百七十五圓十九錢六厘 切取土功費

是ハ切取土總坪十六萬二千百六十二坪八合三勺平均
一坪ニ付金九十五錢四厘四毛四弱

金七萬七千九百七十九圓九錢七厘 築立土功費

是ハ築立土總坪十二萬三千七百七十坪七合

平均一坪ニ付金六十三錢〇〇二弱

金二萬三千六十八圓五十五錢七厘 濕氣拔溝費

是ハ溝延長三千九百三十五間六合四勾、平均一間ニ

付金五圓八十六錢一厘四毛五強ノ積算ナリ。

金一萬六千三百二十四圓二十三錢二厘 敷砂利費

是ハ敷砂利總面坪十五萬五千五百五十八坪五合六勺平
均一坪ニ付金十錢五厘二毛一ノ積算ナリ。

金千六百九十五圓六十錢 檜垣費

是ハ檜垣延長七千五百三十六間平均一坪ニ付金二十
二錢五厘ノ積算ナリ。

金六萬六千三百九十三圓五十一錢七厘 橋梁新設費

金四萬一千百九十三圓十二錢二厘 橋梁費

付金六十六錢六厘強ノ積算ナリ

是ハ木橋九十ヶ所幅二間半此平坪千三百四十一坪

金三百六十一圓五十三錢二厘 宅地買上費

八合平均一坪ニ付金三十圓六十九錢九厘強ノ積算

是八面坪三千四百十七坪九合三勺平均三百坪ニ

ナリ

金二萬五千二百圓三十九錢五厘 橋臺費

金八十七圓七錢四厘 薪炭山買上費

是ハ橋臺石垣總面坪四千八百九十四坪五合平均一

千坪ニ付金三圓四十錢一厘強ノ積算ナリ

坪ニ付金五圓十四錢八厘強ノ積算ナリ

金四十八圓五十二錢二厘 蕎麥山買上費

金二萬九百八十四圓五十七錢七厘 潟地買上費

是八面坪四萬六千五百五十六坪九合八勺平均三

百坪ニ付金五十一圓八十六錢八厘強ノ積算ナリ

千坪ニ付金三圓十二錢六厘強ノ積算ナリ

是八面坪九萬七千二百七十八坪二合七勺平均三

金九十七錢 芝地買上費

百坪ニ付金五十一圓八十六錢八厘強ノ積算ナリ

是八面坪四百六十五坪三合三勺平均三千坪ニ付

金二千三百六十四圓七十五錢一厘 畑地買上費

金十七錢 稻干場買上費

是八面坪四萬五千八百八十九坪八勺平均三百坪ニ付

八十九錢五厘強ノ積算ナリ

金五十七圓五十五錢五厘 伐畠買上費

是八面坪二萬五千九百十六坪二勺平均三百坪ニ付

是ハ面坪千三十一坪四合平均三千坪ニ付金三圓
七十三錢三厘強ノ積算ナリ

金一圓五十八錢五厘 蔽地買上費

是ハ面坪六百十二坪三合二勺平均三千坪ニ付金
六圓七十六錢五厘強ノ積算ナリ

金五百五圓八十六錢三厘 作物買上費

是ハ潰地内ニ在ル諸作物面坪五萬五千五百八十
坪四合七勺平均千坪ニ付金九圓十錢一厘強ノ積
算ナリ

金七百三十六圓三十九錢一厘 立木買上費

是ハ潰地内ニ在ル立木面坪二萬五千九百四十坪
三勺トシ平均千坪ニ付金二十八圓三十八錢八厘
強ノ積算ナリ

金五千二百二十九圓九十錢 家屋其他移轉費

是ハ社十一個家屋百五十三軒、土藏七軒、溜池
八個、肥シ溜七個墓二百八十七個廁二十四個井
戸八個圍ヒ堀二個移轉手當ニ充ツルノ概算ナリ

金二千九百圓 測量費

是ハ人夫一萬一千人、此金二千二百圓一人ニ
付日給金二十錢測量圖引用紙杭等ノ諸費金七
百圓ノ概算ナリ

金二千六百五十六圓四十八錢 器械費

是ハ測量及開鑿器械ニ充ツル概算ナリ
金二千九百二圓四十一錢六厘

出張所並ニ同所ニ屬スル諸費

是ハ出張所初年ハ三ヶ所ニケ年目ヨリニヶ所
ヲ増シ五ヶ年間設置スルモノトナシ一ヶ所一
ヶ年平均百二十六圓十九錢二厘ノ積算ナリ
金五千四百圓 工事兼測量係雇給
是ハ工事兼測量係十五人五ヶ年間雇入ルルモ
ノトシ平均一人月給金六圓ノ積算ナリ

金七千五百七十圓 工事兼測量係旅費

是ハ工事兼測量係十五人出張巡回日當金一千

百六十圓一日金四十錢トシ一ヶ年分滯在日當

金五千四百圓一日金二十五錢トシ四ヶ年分ノ

積算ナリ

金千圓 雜費

最ハ工事中掛員及人足死傷手當並ニ慰勞手當

等其他臨時ノ豫備ニ充ツルノ概算ナリ

金五萬二千五百三十三圓六十四錢六厘 浦戸港浚渫費

此譯

金五萬六百三圓九十錢七厘 堤塘築造費

内

金四萬五千百六十九圓八十二錢 桂濱堤塘費

是ハ眞坪四千五百四十五坪平均一坪ニ付金九圓九

十三錢八厘四毛強ノ積算ナリ

金三千四圓四十八錢七厘 種崎廻シ端波戸費

是ハ眞坪三百三坪平均一坪ニ付金九圓九十一錢五

厘八毛弱ノ積算ナリ

說苑

金二千四百二十九圓六十錢 長濱川尻波戸費

是ハ眞坪二百四十四坪九合平均一坪ニ付金九圓九

十二錢八毛強ノ積算ナリ

金千九百二十九圓七十三錢九厘 雜費

内

金三百圓 測量費

是ハ人夫八十人此金百六十圓平均一日金二十錢

圖引用紙其他諸費金四十圓ノ積算ナリ

金五百八十八圓六十錢五厘 器械費

是ハ諸器械買上ゲニ充ツル積算ナリ

金二三百五十二圓三十八錢四厘 出張所費

是ハ工事中二ヶ年間出張所ヲ設置スルモノトナ

シ一ヶ年ノ諸費百二十六圓十九錢二厘ノ積算ナ

リ

金四百三十二圓 工事兼測量掛雇給

是ハ工事兼測量掛三人二ヶ年間雇入ルルモノトナ

ナシ平均一人月給金六圓ノ積算ナリ

金四百五十六圓七十五錢

工事兼測量掛旅費日當

四番（弘田伸秋）曰ク、同上

是ハ工事兼測量掛三人二十ヶ月間浦戸村出張滯

在スルモノトナシ一人一日出張滯在日當金二十

五錢ノ積算ナリ

十三番（都築）曰ク、余ハ修正ノ意見アリ各年度中ニ於テ

寄附金アリ其金額翌年度ノ支出額云々トアル翌年度ト云

議長（中山）曰ク、決ヲ取ルヘシ十三番ニ同意者ハ起立セ

七番（甲藤）曰ク、十番ニ同シ

十一番（近森）曰ク、十番ト同シク廢案トス

十九番（小野）曰ク、十三番ヲ賛成ス

五番（野村）曰ク、十三番ノ動議ニ賛成ス

五番（野村）曰ク、十三番ノ動議ニ賛成ス

十番（吉良）曰ク、本案ノ工事ハ時期ニ適セシテ今日之

ヲ起スヘキニアラサルコトハ二次會ニ在テ喋々論辯シタ

ル所ナリ今ヤ三次會ニ當リテ幾何辯論ヲ費スモ亦無益タ

ルヲ信スレハ此ニ廢案ノ一言ヲ呈ス

二十一番（細川）曰ク、余モ亦十番ト同シク充分ニ論究シ

タリト信スレハ此ニ又喋々要セス只之ヲ廢案トスルナ

リ

二十二番（片岡實登）曰ク、十三番ヲ賛成ス

十四番（佐竹）曰ク、同上

書記議案ヲ朗讀ス

明治十八年度地方稅追加收入豫算議案

一、金四萬七千六百十圓六十二錢二厘 地租割

但本年地租豫算高五十九萬五千百三十二圓七十六錢九厘

厘

地租一圓ニ付金八錢

一、地租割ニシテ地租改正未済ノ土地ハ其假納額ニ依リ之ヲ徵收シ新租確定ノ後其確定租額ニ照シ過不足決算ヲ遂ク可シ

地租一圓ニ付四錢二厘

一、金四千六百二十圓 戸數割

但明治十八年七月一日調戶數十一萬五千五百戶、一戶

ニ付四錢

一、徵收期限前ニ於テ該地荒亡トナルカ又ハ地租免除ト

ナル者ハ其地ニ係ル地租割稅ヲ免除シ又罹災ノ爲其年

度ノ地租ノ補助貸與ヲ受ケシモノハ罹災當時ノ總所有地ニ係ル地租割稅ヲ免除スヘシ

一、地租割稅ハ明治十八年七月一日調現地ノ地租金高ニ依リ賦課スルモノトス

一、地租割稅ニシテ徵收期限前ニ於テ該地荒亡トナルカ又ハ地租免除トナル者ハ其地ニ係ル地租割稅ヲ免除シ

又罹災ノ爲其年度ノ地租ノ補助貸與ヲ受ケシモノハ罹災當時ノ總所有地ニ係ル地租割稅ヲ免除ス可シ

一、戸數割稅ハ自宅借宅本籍寄留同居(同囊ノ者ヲ除ク)

ノ別ナク現在ノ各戸ニ付賦課スルモノトス

分賦スルコトトシ本案全體ヲ左ノ如ク修正セント欲ス

一、戸數割稅ヲ賦課スヘキモノノ中赤貧ニシテ税金納期ニ際シ其納稅ニ堪へ難キ事故アルモノハ情狀ニ依リ其

明治十八年度地方稅追加收入豫算議案

税金ヲ免除スルコトアルヘシ

以上修正ノ全文ナリ尙各員質議ノ廉モアレハ其都度々
々御答ヘ申スヘシ之ヲ述ヘ置ク也

五番（野村）曰ク、十三番ノ修正説ヲ賛成ス

此間二三ノ賛成者アリシノミニテ別ニ異議ナシ

議長（中山）曰ク、本案ニ付テハ十三番ノ修正説アリ之レ

ニ賛成者アリテ別ニ動議ナシ依テ直チニ可否決ヲ取ルヘ

明治十八年十一月二十六日

シ十三番ニ同意者ハ起立アレ

起立者十三名

一番（戸梶）四番（弘田伸秋）五番（野村）六番

時ニ午後第十一時五十五分ナリ

（下田）八番（沖）十二番（弘田正郎）十三番

（都築）十四番（佐竹）十九番（小野）二十番

（徳弘）二十二番（片岡實登）二十四番（島中）

よつて見るに………

二十六番（弘田深麿）

又曰ク、起立過半數ナルヲ以テ十三番ノ動議ニ可決ス續テ
本案第三次會ヲ開ク（簡便ニ隨ヒ朗讀ハ略之）

此間霎時間發議者ナシ

又曰ク、總テ動議ナシ依テ本案ハ第二次會決議ノ通り確定

明治十九年三月十日舊城趾公園廣場に於て四國三縣道路
開鑿附浦戸港浚渫起工式を舉ぐ、關愛媛縣令、酒井德島縣
令以下臨席す。本工事は四國貫通の車道を開通せんとする
ものにして高知縣令田邊良顯が主唱者なるにより其式を本
縣に擧げたり、費途は別途國庫下渡金、寄附金、地方稅の

新道開鑿浦戸港浚渫費決議ノ爲臨時縣會開設ノ處本日ヲ以
テ閉場ス

號外

ス是ニテ當時臨時會ノ議事全ク結了セリ只今縣令ヨリ左
ノ通り達セラル各員之レヲ涼セヨ

三者を以てす七年間にして全通の見込みなり。

式の餘興として公園内には四國未曾有の三府合併角力ありて千葉ヶ嶽大關たり土佐始め四國出身の者を選ぶ土佐の海山、八幡山等なり、園外には劍舞あり、手踊あり、煙火あり、到る處群集雜踏ならざる無くその他土佐にて「要馬」といへる馬上の兜武者の仕合などを添へり。全縣下の民を一所に集めたるかと紛ふばかりの隆昌なりしも警察を煩す

の出来事無かりしは土佐にしては奇と云ふ可きか云々。

工事は種々の迂余曲折もあつたらうが明治廿七年五月を

以て竣工しその當時の石田高知縣知事よりの感謝狀を寄せられた茲に之を探録して見る。

謹啓愈々御健勝欣喜此事に奉存候、拝貴下御在職中の創業に係る四國新道工事も此頃漸く落成し東西全通致し候を以て四縣知事一同遂巡視致候處往時の嶮山峻坂も今は變して坦道となり車馬自在に往來し僅二日程を以て多度津又は松山に達する愉快を見るに至り候のみならず古來

山間澤隈に埋没せる產物も之によりて生色を顯し社會の

需要に供し得らる可きにつき是より四國の殖産興業も次第に増進する事と確信致候、抑該工事の義は前後十年の久しきに涉り其間數代知縣の配慮も有之筈と存候得共起工當時の狀況を回顧すれば今日の成功は全く老臺の御英断に依り候義と存候依て新道全通後の概況を報じ併せて前日の御勤勞を奉謝候、早々謹具

明治廿七年五月十日

高知縣知事 石田 英吉

田邊良顯 殿

土佐のなまりはアイツニコイツ。ランシャナンチャ、オライスル。タダンのことはドースリヤー。オルカヤネルカヤトマルカヤ。ソンナニイウナヤダマツチヨレ。ダマツテオレルカ。オイトーセ。インダラオナンニイウチャルゾ。タカデタマルカヤチガナイヤーヤ

(土佐のなまり)